

## 平和文化の普及促進業務公募型プロポーザル説明書

### 1 委託業務内容

(1) 業務名

平和文化の普及促進業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

(3) 業務内容

別紙 平和文化の普及促進業務基本仕様書（以下「基本仕様書」という。）のとおり。

(4) 本業務に係る費用

本業務の委託限度額は、1,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。

(5) 契約担当課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎11階）

広島市市民局国際平和推進部平和推進課

TEL 082-504-2898 FAX 082-504-2986

E-mail peace@city.hiroshima.lg.jp

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (6) 再委託する場合の再委託予定事業者についても、提案者に準じ、上記(1)～(5)の条件を全て満たしていること。
- (7) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。

### 3 参加資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次の書類を各1部提出し、参加資格の審査を受けること。

- ア 参加資格確認申請書（様式1）
- イ 役員名簿（様式2）

- ウ 法人の登記事項証明書又は商業・法人登記簿謄本（発行から3か月以内のもの）
- エ 広島市税について滞納がないことを証する納税証明書（発行から3か月以内のもの）
- オ 消費税及び地方消費税について未納がないことを証する納税証明書（発行から3か月以内のもの）

※ エ及びオについて、納税義務がない場合等は申立書（様式3）を提出すること。

(2) 提出期間

公示日から令和8年4月14日（火）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(4) 提出方法

前記1(5)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着とする。）で提出すること。

(5) 提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 参加資格確認結果の通知

審査後、速やかに参加資格確認結果を書面で通知する。

#### 4 質問の受付及び回答

(1) 基本仕様書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和8年4月10日（金）までの閉庁日を除く毎日  
午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 前記1(5)に同じ。

ウ 受付方法 基本仕様書等に関する質問書（様式4）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記1(5)において、令和8年5月7日（木）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、令和8年5月7日（木）は正午まで）閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

#### 5 企画提案書の提出

(1) 企画提案書記載項目

表紙には、「平和文化の普及促進業務 企画提案書」と記載するとともに、社名を記載すること。ただし、社名の記載は正本のみとし、副本には社章など提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。

企画提案書に記載する内容は、以下(2)～(5)のとおりとする。なお、企画提案書に記載する内容は、文書、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。

(2) 実施方針等

基本仕様書における業務の目的を踏まえ、提案者の強みを生かしてどのように取組を進めていくかなどの基本方針を記載すること。

(3) 実施体制

ア 業務体制

業務従事者を明記した体制を示す資料を作成すること。なお、業務従事者のうち、責任者については、役職、職歴等を記載すること。

イ 類似業務の実績等

業務の遂行に有益な知見やノウハウを有していることについて、本業務と類似した受託業務の実績があれば、その実施主体（クライアント）、実施年次、事業費、事業内容及び成果等を記載するなどして、説明すること。

ウ 業務スケジュール

業務ごとのスケジュールを記載すること。

(4) 企画提案

ア 平和文化アンバサダーによる広報活動業務

(7) 平和文化アンバサダーに起用する者を記載すること。

(8) 平和文化アンバサダーによる具体的な広報手段を記載すること。

イ 動画作成業務

基本仕様書4(2)アの内容で作成する動画のコンセプト、テーマ、展開イメージ等について説明し、訴求力を高めるために重視するポイントと共に、画像やイメージ図を用いて記載すること。

ウ その他効果的取組

本業務に対し、より効果的となる独自提案があれば、取組の内容、方法及び期待できる効果等について記載すること。

(5) 費用の内訳

業務に係る費用の内訳を記載すること。

(6) 提案書の提出部数等

ア 正本1部、副本10部を提出すること。

イ 大きさは、A4判縦置き横書きとし、表紙、裏表紙、目次及び本文の全てを含めて15枚以内とする（資料やイメージ図など、見やすくするためA3用紙を使用する場合は、A4用紙の大きさに三つ折りにすることとし、A4は両面又は片面いずれも可、A3は片面のみ可）。

プレゼンテーション時にプロジェクターで投影するスライドは、A4判横置きでも可能とする。ただし、企画提案書の内容は同一のものとする。

ウ 企画提案書は1者1提案とし、2提案以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。また、採用された提案の著作権は本市に帰属する。

エ 企画提案書の再提出は、提出期限までに限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。

- (7) 提出期限  
令和8年5月7日（木） 正午
- (8) 提出場所  
前記1(5)に同じ。
- (9) 提出方法  
前記1(5)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着とする。）で提出すること。

## 6 審査方法

- (1) 企画提案書の審査は、平和文化の普及促進業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

- (2) 審査基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

- (3) 受託候補者の特定

ア 受託候補者の特定に当たっては、審査（プレゼンテーション）を実施し、審査結果に基づいて決定する。ただし、提案者が3者を超える場合は、第1次審査（書面審査）を実施したのち、その審査結果に基づいて第2次審査（プレゼンテーション）の対象者を決定する。

イ 審査委員会において、提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。

ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、別紙「受託候補者特定基準」の合計得点（100点満点）が、本市の求める最低水準（60点）に達していない場合、又は、「2実施体制」の(1)業務体制（10点満点）、(2)類似業務の実績等（10点満点）、(3)業務スケジュール（10点満点）がそれぞれ、本市の求める最低水準（6点）に達していない場合は、受託候補者とせず、得点の第二順位の者を受託候補者として特定する。

なお、得点の第二順位以下の者も同様に上記の最低水準に達していない場合は、受託候補者とししない。

ウ 得点と同じ者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

## 7 審査実施日及び審査結果

- (1) 審査概要

- ア 第1次審査（書面審査）

提案者が3者を超える場合は、提出された企画提案書について令和8年5月中旬に書面審査を実施した上で第1次審査通過者を決定し、提案者が3者を超えない場合は、書面審査を実施したとみなし、全提案者を第1次審査通過者とする。

提案者数にかかわらず、令和8年5月中旬に、書面により全ての提案者に審査結果を通知する。

## イ 第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査通過者を対象に令和8年5月中旬に実施し、5月下旬に、書面により第2次審査に参加した提案者に審査結果を通知する。

提案者による提案内容の説明は20分程度、質疑応答は10分程度として実施することを予定している。なお、追加資料の配付は認めない。審査時間や場所については別途通知する。

### (2) 審査結果の公表

契約の締結後、提案者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、広島市ホームページで公表する。

## 8 契約の方法等

- (1) 「基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示すものであり、契約に当たっては、受託候補者として特定した者と、企画提案に基づき仕様書について協議を行い、協議が整った段階で当該仕様書に基づき見積書を徴取の上、随意契約をする。

受託候補者として特定した者と協議が整わない場合には、その特定を取り消し、次順位の提案者を受託候補者とした上で、仕様書について協議を行う。その際、受託候補者としての特定を取り消された者は、損害賠償金として入札保証金に相当する額（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。ただし、天災、人災、法令の変更等その他受託候補者の責めに帰すことのできない事由により協議が整わなかった場合は、損害賠償金の支払いを要しない。

- (2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。

## 9 その他

- (1) 本契約案件の履行に当たっては、関係法令・条例等を遵守すること。
- (2) 企画提案書及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における企画提案書等の差替及び再提出は認めない。企画提案書等について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (6) 企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

(7) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者特定結果の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

10 問い合わせ先  
前記 1 (5)に同じ。